



平成 19 年 6 月 27 日

各 位

上場会社名	日 特 建 設 株 式 会 社
代 表 者 名	代表取締役社長 梶 守 宏
コード番号	1 9 2 9 (東証第 1 部)
問 合 せ 先	常務取締役 緑 川 精 一 (電話番号) 03-3542-9126

業績に影響を与える事象の発生と社内調査報告及び外部調査委員会の設置について

今般、当社連結子会社である株式会社ハイテクリース（以下、「ハイテクリース」といいます。）の取締役から、ハイテクリースにおいて、平成 8 年度頃より、リース資産の過大計上等が行われていた旨の報告を受けました。

そこで、当社は、緊急に、不適切な会計処理の有無を調査するため、社内調査委員会（委員長：常務取締役 中森保¹）を設置し、ZECO パートナーズ共同事務所（公認会計士 竹原相光）及び三井法律事務所（弁護士 大塚和成）をアドバイザーに起用して調査を開始し、平行して当社の会計監査人である監査法人保森会計事務所にも報告のうえ、再監査を依頼しました。社内調査委員会、監査法人保森会計事務所の監査の過程で、過年度にわたり不適切な会計処理が行われていたことが判明しました。

当社の連結子会社において、このような会計処理が発生したことは誠に遺憾であり、また、株主をはじめとしたステークホルダーの皆様にご迷惑をおかけしますことをお詫び申し上げます。

不適切な会計処理にかかる事象は下記 2 . のとおりであります。また、当社取締役会は、かかる不適切な会計処理が判明したことを受け、本日、定時株主総会の運営及び社内調査報告を独立した有識者の立場で検証するための外部調査委員会の設置について、下記 3 . 4 . のとおり、決定しましたので、お知らせします。

¹ 中森保は、平成 19 年 5 月 29 日付リリース「代表取締役の異動」でお知らせしましたとおり、同年 6 月 28 日、代表取締役社長に就任する予定です。

記

1. 不適切な会計処理の存在が判明した経緯

(1) リース資産の過大計上等の疑いが判明した経緯

当社は、中期経営計画実施の一環としてハイテクリースが保有するリース債権の売却等を検討するため、当該リース資産の調査を実施する過程において、当社常務取締役管理本部長 緑川精一及び執行役員 西村秀三が、ハイテクリースの経理担当取締役（平成16年6月のハイテクリース株主総会で取締役就任）である坂本圭司氏（以下「坂本氏」といいます。）から、平成19年6月5日、ハイテクリースにおいて、平成8年度頃より、リース資産の過大計上等を行っていた旨の申告を受けました。

(2) 本リースに至るまでの経緯

社内調査の開始

上記(1)のリース資産の過大計上等の疑義が判明したところで、先ずはその詳細の把握に努めるべく、会計の有識者（ZECOO パートナーズ共同事務所）及び法律の有識者（三井法律事務所）とアドバイザリー契約を締結し、これら有識者ととも当社経営企画室企画部が中心となって社内調査チームを編成し、平成14年3月期から平成19年3月期までを調査対象とし、全容の解明に努めました。

ハイテクリースでは、平成14年度にリースのソフトを変更しており、平成13年度以前のデータが保存されていなかったため、早急に事実関係を解明するために平成14年3月期からの調査を優先することとしました。

会計監査人への訪問

上記(1)のリース資産の過大計上等の疑義が判明したところで、平成19年6月11日、当社の会計監査人である監査法人保森会計事務所を訪問し、リース資産の過大計上等について説明をいたしました。また過年度提出済有価証券報告書及び半期報告書並びに平成19年3月期会社法単体及び連結計算書類に訂正の必要性が生じた場合の再監査を要請したところ、了承する旨の回答を得ました。

社内調査委員会の発足

相当程度の概要が明らかとなった段階である平成19年6月18日、当社経営会議において、正式に、社内調査委員会（委員長：常務取締役 中森保）の発足を決定しました。

社内調査委員会の役割

社内調査委員会の役割は、以下の項目について調査・検討を行い、取締役会に報告することです。

- 不適切な会計処理の内容の把握
- 不適切な会計処理に至った原因及びその動機の解明
- 不適切な会計処理の関与者の把握（責任の所在の解明）
- リース資産以外の資産等の検討
- 再発防止策の策定

調査内容

社内調査委員会の調査内容は以下のとおりであります。

- リース資産管理台帳上のデータの収集、分析、精査
- 会計帳簿の収集、分析
- リース資産以外の資産の検討
 - ✓ リース債権の回収可能性の検討
 - ✓ ノン・コア不動産の評価の検討
- 交際費の検討
- ハイテクリース樋口代表取締役及び坂本氏へのインタビュー

中間報告

社内調査委員会は、当社取締役会に対し、本日、ハイテクリースにおいて、少なくとも平成14年度以前より不適切な会計処理が行われていたことが判明した旨の中間報告を行いました。

2. 社内調査委員会の中間報告の概要

社内調査委員会による中間報告の概要は、以下の通りであります。

(1) 不適切な会計処理の内容

リース資産の除却処理の未実施によるリース資産の過大計上

ハイテクリースの坂本氏より事務担当者への適切な指導がなかったがために、長年にわたって、リース資産管理システム上、リース契約が終了した物件等の売却処理（売上計上）と同時に行うべき除却処理（リース資産の帳簿価額のリース原価への振替処理）を実施していませんでした。その結果、リース資産残高がリース資産管理台帳に残っていることとなります。

リース物件の残価を過大に設定したことによる減価償却費の過小計上及びリース資産の過大計上

同じく、ハイテクリースの事務担当者への適切な指導がなかったがために、リース契約締結時において、当該リース資産残価（リース契約終了時における見積処分価額）について適切な金額がリース資産管理システムに入力されていませんでした。例えば、リース資産（事務機等）残価が本来ゼロであるべきでしたが、税法で定められている取得原価の10%等適切でない残価の入力が行われておりました。この残価が過大に入力されていることにより、毎年の減価償却費が過小計上となり、結果的にリース資産が過大計上になってしまいました。

売上の過大計上

架空リース資産を計上することにより、架空リース収入・架空商品売上を計上しておりました。

なお、上記 から の処理による個人的および組織的な金銭の着服は認められませんでした。

、及び の平成19年3月期に与える純資産の累積的影響額は約9億9千5百万円です。

(2) 不適切な会計処理への関与者

調査の結果、かかる不適切な会計処理は、ハイテクリースの坂本氏が単独で行ったものであり、当社による組織的関与の事実は認められませんでした。

(3) 不適切な会計処理の発生原因及び動機

不適切な会計処理の発生原因及び動機につきましては、社内調査委員会の最終報告をまっご報告させていただきます。

(4) 訂正報告書の作成及び再監査の状況

当社は、社内調査委員会により、ハイテクリースにおけるリース資産の過大計上等に係る不適切な会計処理に関し、過去から平成19年3月期までを対象に、調査を実行し、財務諸表の訂正作業を行っております。鋭意精査中でありますので、確定次第、訂正有価証券報告書及び訂正半期報告書並びに訂正決算短信及び訂正中間決算短信を提出致します。

また、当社の会計監査人である監査法人保森会計事務所では、当該会計年度の再監査を行っております。監査法人保森会計事務所からは、訂正有価証券報告書、訂正半期報告書の作業が完了し、監査業務が終了することにより、適正意見の監査報告を受けることができる見込みであります。

(5) 過年度業績訂正

平成 14 年 3 月期から平成 19 年 3 月期のハイテクリースにおける不適切な会計処理による影響額は次のとおりであります。

リース資産の過大計上等は平成 8 年度頃より行われていたとの報告を受けておりますが、平成 13 年度以前はリース資産管理システムにおける電子的なデータが存在しないため、早期の事実解明を優先したことから、平成 14 年 3 月期からの調査としました。

現在、鋭意調査中ではありますが、当該事象が平成 14 年 3 月期から平成 19 年 3 月期の連結の損益に与える影響予想額は、以下のとおりであります。

(単位；千円)

	修正前税金等調整前当期純利益又は純損失 (注 1)	税金等調整前当期純利益又は純損失に与える影響額(注 1)	差引額 (注 1)(注 2)	リース資産(固定資産)過大計上の影響額の推移(注 3)
			-	
平成 14 年 3 月期	2,731,864	424,455	2,307,409	424,455
平成 15 年 3 月期	1,129,700	184,790	1,314,490	609,245
平成 16 年 3 月期	382,619	328,893	53,726	938,138
平成 17 年 3 月期	899,175	107,195	791,980	1,045,333
平成 18 年 3 月期	5,245,410	19,665	5,225,745	1,025,668
平成 19 年 3 月期	-	30,876	-	994,792

(注 1) は損失を意味します。

(注 2) 当該差引額は、リース資産の過大計上という不適切な会計処理のみが連結財務諸表上の税金等調整前当期純利益又は純損失に与えるであろう金額を記載しておりますので、その他の影響は考慮しておりません。よって、訂正後の連結財務諸表における税金等調整前当期純利益又は純損失とは合致しない場合があります。

(注 3) は資産の減少を意味します。

なお、当該不適切な会計処理による当社の連結財務諸表及び個別財務諸表上の段階利益に与える影響及び資産・負債・純資産に与える影響は把握でき次第、ご報告申し上げます。

さらに、上記のほかにも今回の不適切な会計処理が生じた影響により、ハイテクリースが保有する保養所の減損処理等会計基準適用のさらなる厳格化等の影響も検討しております。

3. 第 60 期定時株主総会の続行の提案と第 3 号議案の撤回

当社は、すでに、平成 19 年 6 月 12 日付で第 60 期定時株主総会招集ご通知を發出し、同月 28 日に定時株主総会を開催する予定でございますが、同招集通知に添付の事業報告、計算書類及び連結計算書類並びにこれらに対する会計監査人及び監査役会の監査報告書謄本を修正ないし差し替える必要が生じました。そこで、改めて修正ないし差替え後の書類を株主の皆様へ提供し、株主総会の場においてご報告申し上げるため、同月 28 日開催の定時株主総会において続行についてお諮りをし、改めて継続会において報告事項を上程する予定でございます。なお、継続会の日時・場所は、7 月 13 日(金)午前 11 時から、東京都港区六本木 6 丁目 7-6「Pf アカデミービル 4 階」に於いて開催を予定しております。

また、今般、不適切な会計処理により、株主の皆様をはじめとして当社ステークホルダーの皆様にご迷惑をおかけしたことの責任を痛感し、第 3 号議案「退任取締役へ退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件」につきましては、同年 6 月 28 日開催の定時株主総会において、撤回することをお諮りいたします。

したがいまして、平成 19 年 5 月 29 日付けリリース「役員退職慰労金制度廃止に関するお知らせ」のうち、「3. 制度廃止に伴う打ち切り支給について」は撤回いたします。

4. 社内調査の目途と外部調査委員会の設置

(1) 社内調査報告における原因究明、関係者の処分及び再発防止策

当社は、坂本氏からリース資産の過大計上等が行われていた旨の報告を受けた直後から、不適切な会計処理の有無を明らかにするため、緊急に、社内調査チームによる調査を開始し、その後、正式に社内調査委員会を設置して徹底した調査を実施しております。

その結果、不適切な会計処理が行われていたことが判明したため、本リリースを行いましたが、社内調査委員会では、さらに、徹底した調査を継続し、今後、ハイテクリースの前代表取締役に対してインタビューを実施いたします。さらに、調査対象を、リース資産以外の資産や交際費にも異常な取引等がないか否かまで広げる予定であります。その上で、平成 19 年 7 月 12 日までは最終調査報告書を取りまとめ、原因究明、関係者の処分及び再発防止策を明確に致します。その内容につきましては、同月 13 日開催の定時株主総会の継続会の場でご報告申し上げるとともに、公表いたします。

なお、現段階においては、不適切な会計処理の原因として、ハイテクリースにおける代表取締役その他の人間によるチェック機能が有効でなかったこと、リース資産管理台帳のシステム入力業務に当たり必要な会計上の理解及び技術習得がなされていなかったこと、コンプライアンスに関する認識不足等があり、当社においても、不適切な事象の防止と発

見のための連結子会社に対する監督・監査体制が不十分であったことが指摘されております。また、かかる原因を踏まえ、関係者の責任の所在を明らかにするとともに、改善措置として、ハイテクリースにつきましては、リース債権のリストラ及び事業譲渡等を含む事業再編の検討と、当社の内部統制システム、特に、以下(a)乃至(e)の具体的施策を含む子会社の管理体制の強化充実に務めるべきであるとの方向性が示されております。

- (a) グループ会社の内部監査強化
- (b) グループヘルプラインの構築
- (c) 子会社に派遣している役員に親会社取締役への報告徹底
- (d) ITを含めた業務処理体制の確立
- (e) コンプライアンス指針と遵守運用の強化

(2) 外部調査委員会の設置

社内調査は、当社が自浄機能を有していることの証しとして、当社において自律的に行っているものでありますが、当社取締役会は、上記の不適切な会計処理が株主をはじめとしたステークホルダーの皆様にご迷惑をおかけしたことを受け、改めて、社内調査報告の内容について、外部の独立した有識者の立場から検証される必要性があると考えました。

そこで、当社取締役会は、本日付で外部調査委員会を設置し、社内調査報告の内容について、検証を頂くとともに、有益な助言・指導を頂くべく、諮問を致しました。

外部調査委員会には、速やかに答申を頂くこととし、その結果は、直ちに公表いたします。

なお、外部調査委員会のメンバーは、別紙の通りであります。

5.今後の予定

- | | |
|------------------------------|------------------|
| (1) 訂正決算短信発表予定日 | 平成 19 年 7 月 2 日 |
| (2) 訂正有価証券報告書並びに訂正半期報告書発表予定日 | 平成 19 年 7 月 2 日 |
| (3) 有価証券報告書 | 平成 19 年 7 月 2 日 |
| (4) 社内調査委員会調査結果公表予定日 | 平成 19 年 7 月 12 日 |
| (5) 社外調査委員会調査結果公表予定日 | 平成 19 年 7 月中旬以降 |

上記の日程に関わらず、作成が完了次第発表並びに公表いたします。

別紙

稲葉威雄（昭和13年1月15日生）

（略歴）

昭和37年4月 判事補任官
昭和47年4月 法務省民事局付検事
昭和60年4月 法務大臣官房審議官
昭和63年4月 東京高裁判事
平成6年4月 札幌地裁所長
平成10年4月 名古屋地裁所長
平成12年4月 広島高裁長官
平成15年1月 広島高裁長官退官
平成15年5月 弁護士登録（第一東京弁護士会）（現任）
平成16年4月 早稲田大学法科大学院教授（現任）

福本修也（昭和38年5月18日生）

（略歴）

平成3年4月 東京地検検事任官
平成8年6月 米国ノートルダム大学ロースクール留学
平成9年6月 法務省民事局局付検事
平成11年7月 法務省刑事局局付検事
平成12年8月 弁護士登録（第二東京弁護士会）（現任）

黒須静夫（昭和19年11月15日生）

（略歴）

昭和45年3月 公認会計士登録
昭和46年8月 ピート・マーウィック・ミッチェル会計事務所（現あずさ監査法人）入所
昭和56年3月 デロイト・ハスキンス・アンド・セルズ公認会計士共同事務所（現監査法人トーマツ）入所
昭和58年7月 黒須公認会計事務所開設
昭和62年9月 インタック公認会計士共同事務所開設 代表構成員（現任）

佐藤真良（昭和26年8月22日生）

（略歴）

昭和51年4月 クーパース・アンド・ライブランド（現プライスウォーターハウ
ス・クーパース）事務所入所

昭和54年9月 公認会計士登録

昭和59年10月 中央監査法人（現みずほ監査法人）に移籍

平成10年7月 東京共同会計事務所パ・トナ - 就任（現任）

平成18年4月 東洋大学大学院経済学研究科客員教授（現任）

以 上